

奈良県外国人観光客交流館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

奈良県外国人観光客交流館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県外国人観光客交流館条例の一部を改正する条例（平成二十八年三月奈良県条例第五十二号）の施行期日は、平成二十八年十一月二十七日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。